

平成 29 年度重点行政監査「法令等に基づく団体等に対する 県の監査・検査等」に係る監査の結果報告書（概要版）

平成 30 年 3 月 16 日
広島県監査委員

1 なぜ監査を実施したのか

近年の規制緩和や行政業務の民間活用の流れの中で、事業遂行に当たってのチェック機能の強化等が一層重要となっている。こうした中、県や市が法令等に基づき実施している団体等の監査や検査の対象となる団体においても、残念ながら県民の安全・安心を脅かす事例が発生している。（例：入浴施設のレジオネラ菌集団感染、介護事業所における医療職員以外の者による医療行為や介護報酬の不正受給）

そこで、県が法令等に基づき実施する団体等に対する監査・検査（以下「団体検査等」という。）について、その目的を十分に達成し、県民の安全・安心の確保に貢献できているのかを監査したものである。

2 団体検査等の対象数や実施数（平成 28 年度）

○ 団体検査等の数：246 ， 対象数：160,792 ， 検査を実施した数：47,557

※ 団体検査等数の多い部局は、健康福祉局(63)、環境県民局(46)、農林水産局(45)、土木建築局(37)

3 監査委員意見（全般的事項）

(1) 今までの実施状況と実施要綱等の作成状況について【報告書P18(1(1)ア), P19(1(2)ア, 1(3)ア)】

○ 定期的実施しているものは、147/246 件(59.8%)、

不適正事案が発生した場合や通報等があった場合にだけ実施しているもの(随時実施)は、99/246 件(40.2%)、うち 67/99 件は、法令上必要に応じて実施すべきとされているが定期的には実施されていない。⇒ 不適正事案の未然防止や牽制機能が働いていない。

○ 随時で実施しているもののうち、54 件(54.5%)は、実施要綱・要領、検査等マニュアル、実施計画（以下「実施要綱等」という。）がどれも作成されていない。⇒ 検査内容や方法が明確でないほか、不適正事案が発生すれば対応するという随時検査だからこそ、危機管理の対応策の準備が必要。

○ 実施要綱等が作成されていても、その頻度・件数で検査が実施されていないものがある。

○ 実施要綱等自体に、頻度・件数や方法が明確に定められていないものがある。

区 分		監査・検査数	法令上の実施の定め	
定期	・毎年実施 ・ローテーション方式で実施 ・1年間に検査する団体等の数を決めて実施など	147 (59.8%)	定期的実施 37(15.0%)	110
			「必要に応じて実施 することができる」 旨の定め 177(72.0%)	
随時	不適正事案が発生した場合、通報等 があった場合、その他行政庁が必要と 判断した場合のみ実施 ※ 概ね過去5年間（平成24年度以 降）未実施のもの（37/99）	99 (40.2%)	法令等に違反している場合などに 限定 32(13.0%)	67
			合計 246	

随時のうち、実施
要綱等がどれも
未作成
54/99
(54.5%)

※ ()内の%は、当該欄の合計数値に対する割合

意見

○ 団体検査等の定期的な実施

➢ 定期的な実施について検討すること。

➢ 要綱等に定める頻度が守られていないものは、適正頻度を検証し、実施について検討すること。

○ 実施要綱等の整備

➢ 実施要綱等や危機管理マニュアルの作成を検討すること。

➢ 実施頻度や方法を明確にした要綱の改正を検討すること。

(2) 専門者の育成・活用状況について【報告書P19(1(2)イ), P21(2)】

- 多くの検査において、会計処理など、職員の専門的な知識の習得に特化した対応がなされていない。
- 一部には公認会計士などの外部専門者を活用している検査があったが、ほかにも外部専門者の活用が必要と思われる検査もあった。



意見

- 会計処理を始めとする職員のスキル向上の取組を検討すること。
- 外部専門者について、専門性の高い特定部署での活用と、部署にとらわれない効率的な配置など、活用方法について検討すること。

(3) 組織内体質の改善について【報告書P20(1(4)イ)】

- 全国的に不祥事件が発生した団体に対して、検査において、発生する原因・背景、組織自体に焦点を当て、内部管理体制の整備を促し、不祥事の発生防止に取り組む事例がある一方、団体の組織の体質の課題が浮き彫りになっている事例も見られた。



意見

- 団体の体質改善や内部管理を促す検査内容となるような検査手法等について検討すること。

4 改善を求める事項及び検討要請事項（個別事項）【報告書P16～P17】

(1) 改善を求める事項

実施要綱等に基づいた実施頻度や件数の検査を実施していなかった団体検査等について、目的達成のための実施頻度や件数を検討し、検査体制や実施要綱等の見直しを含め、実施要綱等に定める内容に基づいた団体検査等を実施するよう改善を求めたもの

- ・ 私立学校振興費補助金検査（環境県民局学事課）
- ・ 第1種フロン類回収業者に係る立入検査（環境県民局環境保全課）
- ・ 特定給食施設に対する指導（健康福祉局健康対策課）
- ・ 計量法に基づく検査（商工労働局イノベーション推進チーム）
- ・ 旅行業者等への立入検査（商工労働局観光課）

(2) 検討要請事項

- ① 実施要綱等の中に頻度・件数、検査基準等の明確な定めがなく、検査が実施されていなかった団体検査等について、検査目的達成のための適切な検査項目や検査基準等を検討し、要綱等の見直しを行い、適切な検査実施を要請したもの
 - ・ 卸売市場立入検査（農林水産局販売・連携推進課）
- ② 指定就労継続支援A型事業所が経営破たんした事例について、現状では経営状況を確認しがたい検査であることを受け、今後国による抜本的な見直しが推測される中、経営改善が必要な事業所に対して行った再発防止に向けた緊急点検の結果分析やこれまでの検査の検証等を行うとともに、適宜適切な対応を求めたもの
 - ・ 指定障害者福祉サービス事業者等指導・監査（健康福祉局障害者支援課）
 - ・ 指定障害者福祉サービス事業者等業務管理体制確認検査（健康福祉局障害者支援課）
- ③ 対象団体数が多いことから検査間隔が空いている団体検査等について、定期的に選定基準の見直しを行うなど効果的な実施方法の検討を要請したもの
 - ・ 行政書士又は行政書士法人事務所への立入検査（総務局総務課）
 - ・ 建設業法第31条の規定に基づく立入検査（土木建築局建設産業課）